

全国がん登録説明会における質疑事項

番号	質 問	回 答
1	<p>① これまで地域がん登録に取り組んでいる医療機関について、平成28年1月1日以降も登録を続けることでよいか。</p> <p>② 現在、県民総合保健センターに提出している地域がん登録が平成28年1月1日届出分から全国がん登録になるということか？</p>	<p>① 全国がん登録では、病院は、法律上届出が義務となる。 診療所は、指定を受けた日以降にがんと診断した場合、届出が義務となる。</p> <p>② 全国がん登録の対象は、平成28年1月1日以降に「がんと診断されたもの」であり、平成27年12月31日までに診断したものは地域がん登録に係る届出となる。 現在、地域がん登録に協力いただいている医療機関にあっては、27年12月31日までにがんと診断したデータについて、引き続き届出をお願いしたい。</p>
2	本人に対して、登録されることについて同意を求める必要があるか？	法律上、本人の同意は求められていない。 なお、本人への診療方針等を説明する中で、がん登録のことも併せて説明していただければありがたい。
	○ 届出の時期	
3	「がんの疑い」の場合でも届出が必要か？	がんと確定したものではないため、届出の必要はない。
4	良性の脳腫瘍であっても届出が必要なのか？	政令第1条で定義されている「がん」に該当する場合、届出が必要である。
5	診療科目に血液内科があるため、骨髄腫瘍の患者が治療を受けているが、全国がん登録の届出対象となるか。	「がん」の定義に該当すれば届出対象となる。(参照：全国がん登録届出マニュアル2016のP2)
6	がん患者が緩和ケア目的のみで当該病院(一般病院又はホスピス)へ来院し、治療、検査などがなくても当該病院初回受診(がんの診断は他病院で実施済み)であれば、届出対象患者となるか？	来院目的が、がん診療の一環か、がんと関係のない療養目的の入院等かで判断し、後者の場合、届出は不要である。 ※国立がん研究センターによると、判断に迷う場合、届出をお願いしたいとのことである。
7	地元のクリニックで、がん疑いで精密検査目的でがん連携拠点病院へ紹介した患者が、紹介先病院でがんと診断され手術を行い、退院後アフターフォロー(経過観察)のみをクリニックで行うことになった場合、クリニックでも届出票を出さなければならないか？もし、届出票を出す必要があれば出す時期はいつになるのか？	疑いで紹介した段階では届出は不要であるが、その後の経過観察(がん治療に含まれると定義づけられている)で再び通院する場合、再度通院することとなった初回の診断の時点で届出が必要となる。

番号	質 問	回 答
8	がん患者がセカンドオピニオン目的で来院し、医師が紹介元病院の診療データ（検査・画像等）を確認した場合、届出対象患者となるか？	セカンドオピニオンは単なる意見の表明であって、診療に含めない場合があるが、その際には不要である。診療と取り扱う場合には届出対象となる。届け出る場合、治療施設は「8その他」とすること。（マニュアルP34）
9	当院の精神科を受診する患者が他の医療機関でがんと診断された後、当院で精神科の診療を行うケースがあるが、届出が必要なのか？ ※「がん患者が骨折等のリハビリのため受診した場合、届出が必要か」など、同旨の質問が複数あり。	届出が必要であるのは、がんと診断（治療）した医療機関である。 がんと診断された患者であっても、当該医療機関における診療内容ががんに関係ない場合、届出の必要はない。
10	保険診療外の診療を行った場合、届出が必要なのか？	保険診療であるかどうかは問わない。 平成28年1月1日以降に初めてがんの診断又は治療を行った場合、届出が必要である。
11	自院へがん疑いの患者が来院後、他院へ紹介した場合、届出を行う必要があるか。	届出を行う必要があるのは、「がんの診断又は治療」を行った医療機関である。 がんと診断したのが紹介先であれば、当該紹介先の医療機関が届出を行う必要がある。 なお、紹介先でがんと診断後に「自院で治療を開始した場合」も届出が必要である。
12	化学療法のみを受診する場合、届出書はどの時点で作成すべきか。	診断計画に基づく化学療法の初回の診療が終了した時点で作成すればよい。
13	当該医療機関の初回の診断とあるが、初回診察時に「がん疑い」とした場合、届出を行う必要があるか。高齢等の理由により、治療をせず経過観察の所見とした場合、届出が必要か。	「がん疑い」は「診断が確定したもの」ではないため、届出を行う必要はない。検査結果等によりその後、「がん」と診断した場合、届出が必要となる。 この場合、治療の有無は関係ない。
14	転移や再発で来院した場合でも届出の対象となるのか。	当該医療機関における初回の診断であれば、転移や再発の場合も届出を行う必要がある。 なお、この場合、届出は原発性のがんに係る情報を届出ることとなる。
	○ 診断方法	
15	細胞診のみを行った場合でも、届出が必要か？	マニュアルのP2に、「診断にあつては必ずしも、病理学的な確定診断によるものではない」と記載されている。 なお、様式にも診断方法にチェックを入れて提出するようになっている。

番号	質 問	回 答
16	「自院で診断」とあるが、具体的にどのような方法で診断した場合に届出を行う必要があるのか。	診断方法に指定はなく、主治医が仮にレントゲン写真のみをもとに「がん」と診断しても届出を行う必要がある。
	○ 記載方法	
17	自院でステージⅣ（遠隔転移）と診断したがん患者が、自院来院前に通院していた医療機関で異なる進行度の診断を受けていた場合、届出を行う際の進行度は遠隔転移でよいか。	進行度は「遠隔転移」として届出を行う必要がある。 届出は、自院における初回の診断内容について行う必要がある。
	○ 提出方法	
18	「全国がん登録届出マニュアル2016」のP10に記載の「全国がん登録届出支援サイト」は、国立がん研究センターの提供している「ホスキャナ」のことか？	国立がん研究センターが提供するがん情報サービスの右上にある「がん登録・統計」において提供されるものであり、届出を行うシステムの一つである「ホスキャナ（ライト、プラス）」も、当該支援サイトから無償でダウンロードできる。
19	届出システムとして、ホスキャナプラスとホスキャナライトのどちらがよいのか。	いずれも国立がん研究センターが無償で提供しているので、各医療機関で両方をダウンロードの上、試用してみて使いやすいほうを選択していただきたい。
20	届出票の提出方法で電子ファイルとあるが、具体的に電子ファイルはどのようにして全国がん登録室に送れば良いのか？	CD、USB、DVDなどに保存したものを提出していただきたい。（ただし、送付された媒体は安全管理上、登録室で一定期間保管後、裁断破壊し廃棄処分とし、返却しない。） 【提出先】県民総合保健センターがん登録室（099-286-2993）
21	届出票の提出方法で電子ファイルを暗号化して、メールの添付ファイルで全国がん登録室へ送ることはできないか？	インターネットメール添付は、安全管理上禁止されている。
	○ 研修会等	
22	県において、今後も、医療機関のがん登録担当者に対する研修会等を開催する考えはないか？開催する方向で検討をお願いしたい。	現時点で、県主催の研修会等を開催することは考えていない。 国立がん研究センターにおいて、様々な研修等を実施しており、同センターが医療機関担当者向けの研修会を開催することとなった場合、その旨を情報提供したい。

番号	質 問	回 答
23	<p>全国がん登録の概要に「全国がん登録等の事務に従事する人材の育成」とあるが、医療機関の職員を研修に派遣した場合、研修費用等の補助はあるのか。</p>	<p>補助等はないため、医療機関の負担により参加していただく必要がある。</p>
	<p>○ その他</p>	
24	<p>地域がん登録においては、関係する医療機関等の協議会での説明に従い、患者から登録の同意をもらっていないため診療録の一部とせず、別保管としていた。全国がん登録になれば、診療録の一部として保管が必要となるか？</p>	<p>がん登録の推進等に関する法律に各医療機関の診療録の保管方法等に係る記載はないので、医療法等関係法令等に従い、各医療機関ごとに適切な対応をお願いしたい。</p> <p>なお、法律では、登録に当たり、本人の同意は求められていない。</p>
25	<p>複数の医療機関から届出がなされると、一人の患者に対してデータが重複することとなり、無駄が多いのではないかと。 また、食い違いが生じるなど不都合が生じるのではないかと。</p>	<p>届出漏れが生じないことを第一として制度設計されたものと御理解いただきたい。</p> <p>なお、県及び国立がん研究センターで突合・整理がされ、最終的に重複等がない形で登録されることとなる。</p>